

発行：東京都豊島区  
編集：企画部広報課  
豊島区東池袋1-18-1  
☎ 170 ☎ 981-1111  
〈毎月10日・25日発行〉

# ししま

## 10月の安売リ

- 18日(水) ... 鳥肉
- 19日(木) ... 青果
- 20日(金) ... 魚
- 21日(土) ... 肉

### 昭和53年区政功労者

## 晴れの式典に48名



豊島区表彰条例に基づく区政功労者の表彰式が、10月2日、区民センターで行われました。

この表彰制度は、自治、教育、衛生、社会福祉事業、公共事業、産業振興および公益に功勞のあつた方々を広く顕彰し、その功績をたたえるための制度で、昭和44年発足以来10回目を迎えました。

当日は、表彰審査会の慎重な審議を経て選ばれた次の方々が、晴れの表彰式にのぞみました。(敬称略)

### 区の振興発展と

### 教育・福祉の向上に貢献

### 自治功勞

- ◇附属機関の委員  
枝 清 鎌倉が谷3の11の5  
遠藤元一郎 果崎4の35の1
- ◇各種相談員  
岩淵 健治 東池袋4の6の9  
吉田 和夫 南大塚3の10の5  
鶴岡 福幸 長崎5の10の6

### 教育功勞

- ◇区立小中学校  
岡崎 宏造 高田1の40の12  
松岡 昌子 果崎1の3の3  
◇私立幼稚園に勤務する教職員  
高木 良子 新宿区二十騎町23の1  
西村 友子 文京区大塚2の4の8の30
- ◇私立幼稚園  
工藤 壽一 果崎5の45の9  
阪本 俊二 南長崎5の25の8  
田島喜代子 池袋2の104の8  
中村 浩子 杉並区久我山4の37の15

### 社会福祉事業功勞

- ◇民生委員  
秋元 ハナ 長崎4の23の6  
大橋 勲 東池袋4の26の11

### 豊島区休日準夜診療所を開設

10月15日から医師会館内に

日曜や祝祭日の夜になって、どろも体の具合が悪い、あるいは急に赤ちゃんと熱を出したなどといった経験をお持ちの方は、意外なことに、休日診療所を利用してください。

このように時に応急の処置がでるよう、豊島区医師会が豊島区の委託により「豊島区休日準夜診療所」を、来る10月15日から開設することにいたしました。

休日の夜に急な病気の場合に、利用ください。

◇開設場所：豊島区医師会館1階

◇休日準夜診療時間：医師会館内で、午後5時～10時(診察受付は9時15分まで)

◇受付時間：午後5時～9時15分(12月29日～1月3日を含む)

◇診察内容：内科、小児科を主とする

◇提示するもの：健康保険証

この結果、豊島区内の休日診療の委託により「豊島区休日準夜診療所」を、来る10月15日から開設することにいたしました。

休日の夜に急な病気の場合に、利用ください。

◇休日準夜診療時間：医師会館内で、午後5時～10時(診察受付は9時15分まで)

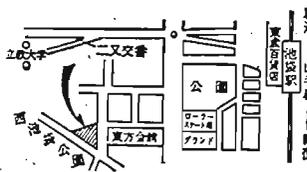
◇受付時間：午後5時～9時15分(12月29日～1月3日を含む)

◇診察内容：内科、小児科を主とする

◇提示するもの：健康保険証

この結果、豊島区内の休日診療の委託により「豊島区休日準夜診療所」を、来る10月15日から開設することにいたしました。

### 豊島区医師会館案内



### 中小企業倒産防止共済制度

中小企業倒産防止共済制度は、中小企業者の相互扶助をめざすもので、共済制度加入者が取引先企業に倒産した場合には、その倒産した額の10倍の範囲内で、共済金を無利子、無担保、無保証人で貸し付け、中小企業の経営安定に寄与しようとするものです。運営は中小企業共済事業団が行います。

この制度のあらましは、次のとおりです。

◇加入資格  
一定規模の中小企業者、協同組合等で、引き続き1年以上事業を行っており、継続的な取引状況、経理内容が明確には握できることなどが必要です。

◇掛金  
月額5千円、1万円、1万5千円、2万円の4種類で、そのいずれかを選択することができ、総額10万円まで積立することがあります。

掛金は税法上、法人は損金、個人事業主は必要経費算入の取り扱いになります。

◇共済金の貸付請求  
まず、共済契約締結の日から6か月以上経過し、掛金を6か月以上納付していることが必要です。

この場合、取引先が倒産し、回収困難な売掛債権等がある場合、その倒産の日から6か月以内であれば、共済金の請求ができます。

◇貸付を受けられる額  
回収困難となった売掛債権と前渡金返還請求権の合計額、または納付した掛金の額の10倍のいずれか少ない額となります。

貸付けを受けた共済金は、無利子で5年以内の償還となります。

◇掛金一括前納の特例  
来年3月末日までの特例として掛金月額60倍(5年分)の掛金を一括前納することができ、その際に前納減額を要しない旨を申し出た場合は、次のような特例の貸付けが受けられます。

取引先企業の倒産が一括前納をした日から3か月以上経過した後、に生じ、その取引先から取引の対価として受け取った手形を、銀行等の金融機関で割引し、その手形について金融機関から買戻し請求を受け、これに際した場合は、掛金の10倍の範囲内で貸付けを受けられます。

◇加入促進のため  
融資します

区では、中小企業倒産防止共済制度への加入促進を図るため、10月11日から次のとおり倒産防止共済金の融資を行いますので、ご利用ください。

◇対象  
豊島区中小商工業融資の対象となる方で、共済制度加入申込みを行い、既に掛金の一括前納をした方、あるいはこれから前納をしようとする方。ただし、前納減額を要しない旨を事業団に申し出ることが必要です。

◇融資額  
60万円以内(利率年2%)

◇返済期間  
貸付月の翌月から60か月以内

◇問い合わせ・申込み  
経済政策課係(2)453

### 産業振興功勞

- ◇町会長  
秋元 和貴 長崎4の23の6  
北村 茂義 池袋2の9の4  
竹ノ谷 恒 西池袋2の21の8  
中村 孝三郎 西池袋2の23の2  
野坂 新一 上池袋3の37の3  
松本昇次郎 池袋本町3の21の1
- ◇関係各種団体の長  
井田 洗三 東池袋1の24の6  
岩倉 保蔵 南大塚3の44の13  
内田 房吉 南大塚3の52の3  
大岡 康榮 長崎3の8の5  
岡河 幹男 東池袋5の18の8  
並木吉太郎 果崎5の15の8  
広瀬 道正 南大塚1の46の26  
山本 辰次 上池袋4の26の7
- ◇各種団体の長  
池田 要作 西池袋3の17の22  
岩岡 清 鎌倉が谷2の22の20  
斎藤福次郎 南池袋2の5の3  
中村 豊 池袋本町1の38の7  
藤原 重巳 池袋本町1の34の10  
村田勝太郎 長崎4の21の1

### 公益功勞

- ◇人命救助者  
中田 正三 池袋本町1の20の5  
村田 勉 池袋本町2の2の20

取引先企業が倒産した場合に役立つ

中小企業倒産防止共済制度は、中小企業者の相互扶助をめざすもので、共済制度加入者が取引先企業に倒産した場合には、その倒産した額の10倍の範囲内で、共済金を無利子、無担保、無保証人で貸し付け、中小企業の経営安定に寄与しようとするものです。運営は中小企業共済事業団が行います。

この制度のあらましは、次のとおりです。

◇加入資格  
一定規模の中小企業者、協同組合等で、引き続き1年以上事業を行っており、継続的な取引状況、経理内容が明確には握できることなどが必要です。

◇掛金  
月額5千円、1万円、1万5千円、2万円の4種類で、そのいずれかを選択することができ、総額10万円まで積立することがあります。

掛金は税法上、法人は損金、個人事業主は必要経費算入の取り扱いになります。

◇共済金の貸付請求  
まず、共済契約締結の日から6か月以上経過し、掛金を6か月以上納付していることが必要です。

この場合、取引先が倒産し、回収困難な売掛債権等がある場合、その倒産の日から6か月以内であれば、共済金の請求ができます。

◇貸付を受けられる額  
回収困難となった売掛債権と前渡金返還請求権の合計額、または納付した掛金の額の10倍のいずれか少ない額となります。

貸付けを受けた共済金は、無利子で5年以内の償還となります。

◇掛金一括前納の特例  
来年3月末日までの特例として掛金月額60倍(5年分)の掛金を一括前納することができ、その際に前納減額を要しない旨を申し出た場合は、次のような特例の貸付けが受けられます。

取引先企業の倒産が一括前納をした日から3か月以上経過した後、に生じ、その取引先から取引の対価として受け取った手形を、銀行等の金融機関で割引し、その手形について金融機関から買戻し請求を受け、これに際した場合は、掛金の10倍の範囲内で貸付けを受けられます。

◇加入促進のため  
融資します

区では、中小企業倒産防止共済制度への加入促進を図るため、10月11日から次のとおり倒産防止共済金の融資を行いますので、ご利用ください。

◇対象  
豊島区中小商工業融資の対象となる方で、共済制度加入申込みを行い、既に掛金の一括前納をした方、あるいはこれから前納をしようとする方。ただし、前納減額を要しない旨を事業団に申し出ることが必要です。

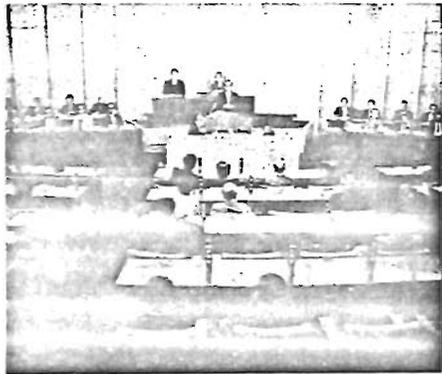
◇融資額  
60万円以内(利率年2%)

◇返済期間  
貸付月の翌月から60か月以内

◇問い合わせ・申込み  
経済政策課係(2)453

準夜診療事業・麻しん予防接種等

健康を重点に



補正予算 総額2,850万円 第3回区議会定例会開く

昭和53年第3回区議会定例会は、9月28日招集され、10月9日まで開かれました。冒頭、日比区長は、補正予算など七つの案件を提案するにあたり、概略次のように招集の挨拶を行いました。

および区長会務五項目の措置問題と、いずれも継続協議事項として、暫定的に合意した総額1,000万円に引き上げ、去る7月、改定後の単年度費用により区別算定が行われたのでありますが、その結果、本区の財源交付金は、約61億7,800万円と一応の決定をみた次第であります。

また、都区財政調整制度の改革という基本的な問題につきましては、本年2月以降、都区協議会の下命により行われた、都区双方の財政担当者による財源配分都区検討会において、事務的な検討が精力的に重ねられてまいりました。

また、債務負担行為の補正は、本年4月1日に施行された中小企業倒産防止共済法に基づく共済制度への加入促進を図るため、区内中小工商業者を対象として、本年度商工融資貸付資金の枠内、基金の一括前倒しによる資金の融資あっせん事業を行うものであります。

以上をもちまして、招集のあいさついたしました。

また、都区協議会では、本年2月以降、都区協議会の下命により行われた、都区双方の財政担当者による財源配分都区検討会において、事務的な検討が精力的に重ねられてまいりました。

10月12日から

「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」が施行されます

本条例は中高層建築物の建築に伴って生ずる日照、通風、採光等の阻害、騒音、電波障害等並びに工事中の騒音、振動等に関する隣関係住民と建築主との間の紛争を未然に防止、発生した紛争の解決をはかるのが目的です。

また、本年度の都区財政調整につきましては、「区内」とあり、都区内における大きな争点、すなわち、一般会計借入金を取り扱います。

近隣関係住民とは、①建築する敷地境界線から、当該建築物の高さの2倍の水平距離の範囲内にある土地または建築物の所有者等、②または電波障害の影響を著しく受けると思われる者をいいます。

第三に区長は当事者の双方から申し立てがあったときは①「あっせん」を行います。しかし、あっせんによつての解決の見込みのないときは、あっせんを打ち切り、②当事者に対し、区長の付随機関の調停委員会の調停に移行するよう勧告を行うことができます。

先月末、新聞折込で、日影規制についての「豊島区のお知らせ」の「利用について」

また、都区協議会では、本年2月以降、都区協議会の下命により行われた、都区双方の財政担当者による財源配分都区検討会において、事務的な検討が精力的に重ねられてまいりました。

中高層建築物とは、区建築主事が担当する500平方メートル以下等の建築物で、準工業・商業・近隣商業・住居・第二種住居専用の各地域では、高さが10メートルを

超えるものをいい、第一種住居専用地域では、軒の高さが7メートルを超えるもの、または地階を除く階数が3以上のものをいいます。

近隣関係住民とは、①建築する敷地境界線から、当該建築物の高さの2倍の水平距離の範囲内にある土地または建築物の所有者等、②または電波障害の影響を著しく受けると思われる者をいいます。

第一に調停の設置が建築主に対して、建築敷地の見やすい場所に設けるよう義務づけられます。第二に説明会は、住民の申し出があった時には、建築主は開催しなければなりません。

先月末、新聞折込で、日影規制についての「豊島区のお知らせ」の「利用について」

また、都区協議会では、本年2月以降、都区協議会の下命により行われた、都区双方の財政担当者による財源配分都区検討会において、事務的な検討が精力的に重ねられてまいりました。

また、都区協議会では、本年2月以降、都区協議会の下命により行われた、都区双方の財政担当者による財源配分都区検討会において、事務的な検討が精力的に重ねられてまいりました。



生活用品の情報とあっせん りさいくふにかーす

主な登録品を紹介します。

Table with 3 columns: 分類 (Classification), 取ります (Items), and 譲ってください (Transfer to). It lists various household items like clothing, toys, sports equipment, and electronics.

あなたのご家庭では、不用になった生活用品、また譲ってほしい生活用品はありますか。区では、そういう方々のために情報提供をしています。ぜひ、ご利用ください。

消費者講座 チーマーやさしいリフォーム 日時：10月25日(水) 午前10時～正午 午後1時30分～3時30分

会場：区民センター2階会議室 定員：各回50名(先着順) 講師：リフォーム研究会 古川 敏子氏

☆豊島区史資料編 ☆豊島の足跡 豊島がめざましくなりました。購入できる最後のチャンスです。ご希望の方は代金と引きかえに直接お申込みください。

☆豊島区史資料編(一) A5判 56頁 1冊2,000円 資料編(二) A5判 56頁 1冊3,000円

特別区財源獲得大会 が開かれます 23特別区議会は、財政確保のため、超過負担の完全解消、地方交付税率の引上げと適正配分、起債権を当面市に譲渡、財政獲得大会を開催します。

# 秋の全国防犯運動

## 10月11日から10月20日まで

### 池袋・目白・巣鴨警察署

秋の防犯運動が全国一斉で行われます。

▽今回の運動は

○あき曇とびり泥しの防止

○自転車盗の防止

○侵入ドロボウ

○自標車ドロボウ

区内自転車商組合の協力を得て自標車の防犯登録を実施します。

日時と場所

○14日(午後1時～4時)

○水川神社(池袋本町3の13)

○西武雑貨南町駅前

○池袋大塚駅前

○15日(午後1時～4時)

○巣鴨とげぬき地蔵駅前

○大塚神社(池袋谷3の20)

○17日(午後1時～4時)

○栗島神社(栗町2の41)

○1台につき50円(1台資料がかかりません。これを完全に防犯登録をいたしましょう。

母子家庭の

勤くお母さんと子供を

宝塚公演に招待

と き: 11月11日(土)夜の部

**健康**

お問合わせは...  
池袋保健所 987-4171  
長崎保健所 957-1191

はしか(麻疹)の  
予防接種がはじまります

このたび、予防接種法施行令が改正され、本年10月から、はしか(麻疹)の予防接種が定期予防接種として実施されることになりました。

本年度はつきの方々を対象に無料を実施します。

区分	対象年齢
1	昭和52年3月1日～52年8月31日生れの方
2	昭和50年10月1日～51年4月30日生れの方
3	昭和52年4月30日以前の生れの方(2歳未満の子供は対象外)

このうち区分1および2に該当する方には、本年2月頃までに個別にお知らせを郵送しますので、それまでお待ちください。

区分3に該当する方には、個別にお知らせはしませんので、今までははしか(麻疹)にかかっていない方は、もよりの保健所予防課へお申し出ください。

なおお接種を受けると、その後5～14日の間1～3日間ぐらいたるさや不きげんが目立ち発熱(37.5度～38.5度C)や発しん等を生ずることがありますが、この時は入浴をさけ安静にしてください。ふつうは自然になおりますが、健康状態に充分注意して観察し、必要に応じて接種を担当した医師に相談してください。

**狂犬病の予防注射を行います**

狂犬病予防法による予防注射を下記の日程で行いますので、もよ

りの会場でお受けください。

- 1 はがきで通知しました申請書の太わくの中の※印欄に記入のうえ、当日会場へお持ちください。
- 2 手数料は、注射料50円、注射済券交付料50円、計100円(本年4月以降未登録の方は別途100円を要します)
- 3 雨天の場合は中止し、代替日に実施します。
- 4 すでに、10月以降注射済券の方は、注射会場または保健所へ注射済券と料金を50円を付添し、注射済券の交付をうけてください。
- 5 当日は、犬の体を清潔にし、引綱は丈夫な鎖などを使用し、犬を自由に放る方がつれてきてください。

▽犬が死亡または行方不明になった場合は、飼犬を区役所あるいは出張所へ提出してください。

昭和53年度 第2回 狂犬病予防注射

区分	月日	会場	時間	開場	天代
豊島区	10/16	第10出張所	駒込4-12-3	午前10-12	10/23
	10/16	第1出張所	巣鴨3-16-9	午後1-3:30	10/23
池袋	10/17	南池袋公園	南池袋2-27	午前10-12	10/24
	10/17	第2出張所	東池袋2-55	午後1-3:30	10/24
池袋	10/18	南池袋公園	南池袋2-21	午前10-12	10/25
	10/18	水川神社	池袋本町3丁目	午後1-3:30	10/25
池袋	10/19	第5出張所	目白1-7	午前10-12	10/26
	10/19	西池袋公園	西池袋3-20	午後1-3:30	10/26
池袋	10/19	池袋保健所	東池袋1-39	午前10-12	10/26
	10/19			午後1-3	10/26
豊島区	10/16	第8出張所	長崎4-45	午前10-12	10/23
	10/16	高松一丁目児童遊園	高松1-22	午後1-3:30	10/23
豊島区	10/17	第6出張所	長崎2-27	午前10-12	10/24
	10/17	第9出張所	栗町1-42	午後1-3:30	10/24
豊島区	10/18	目白五丁目児童遊園	目白5-15	午前10-12	10/25
	10/18	第7出張所	南長崎4-29	午後1-3:30	10/25
豊島区	10/19	長崎保健所	長崎3-6-24	午前10-12	10/26
				午後1-3	10/26

**家庭看護教室をひらきます**

どちらの家庭でもすぐできない家庭看護の方法を身につけていただくため、ついでとおり教室を開催します。お申し込みあわせてご参加ください。

▽日程と内容

- 11月6日(月) 「家庭で病人がでたら」
- 11月9日(木) 「病人を気持ちよく楽にわかせよう」
- 11月13日(月) 「病人の体を清潔にする方法」
- 11月16日(木) 「食事とくすりの世話」
- 11月21日(火) 「手当のいろいろ」
- 11月27日(月) 「伝染病の予防その他」

▽開催時間 毎回午後1時30分～4時

▽場所 豊島区衛生部分庁舎健康栄養科

**住民税の三次課税と特別徴収の切り替え**

昭和53年度の特別区民税・都民税は、今年の1月1日の住所地で昨年中の所得に対し課税されます。すなわち、6月と8月に納税通知書が発送されましたが、その後申告された方や、従来会社などに勤務し、住民税の特別徴収をうけていたが退職したため、普通徴収に切り替えられた方などに対し、10月7日に納税通知書が発送されました。

その年の所得に対し課税される国税の所得税と異なり、住民税は前年の所得に基づいて課税されるため、会社などを退職され、現在に無職の方でも課税されますので、ご了承ください。

**私たちの国民年金**

わが国には、国民年金、厚生年金保険、各種共済組合など8つの公的年金制度があります。それらの目的は、歳をとったり障害者となったり、生計の中心者が亡くなったとき、年金を支給して、生活の安定を図ろうとするもので、国が給付費の一部や事務費などを負担しています。

このうち、国民年金は商工業・サービス業などの自営業者・自由業者と、その家族および18歳未満の事業所の従業員とその家族が加入対象となります。

それらの人は、20歳から60歳までの間、必ず加入しなければなりません。

また、厚生年金などの公的年金加入者の配偶者は、希望により任意加入することがあります。

国民年金から支給される年金の種類は、他の制度より多く、老齢年金、遺族老齢年金、障害年金、母子・遺児年金、遺児年金、寡婦年金の7種類があり、支給される年金額は、老齢年金(25年保険料を納めた人の場合)45万5100円、遺族年金(25年保険料を納めた人の場合)45万5100円、母子年金、遺児年金(いずれも母子が一人の場合)は46万2100円です。

この年金額は、物価の上昇に応じて引上げられる仕組みになっていますので、将来目減りすることがありません。

国民年金の保険料は、定額で1か月2730円です。保険料を納めることが困難な方には、免除の制度もあります。

これらについて詳しいことは無通月利日に行われている年金相談をご利用ください。

※10月は国民年金普及推進月間につき、都から専門官が出向いて相談に応じていますのでご利用ください。

お問い合わせは国民年金課管理係(2603)

**行政相談週間が始まる**

10月15日～10月21日

当区では行政週間に伴い巡回行政相談所が開設されます。

相談: 年金、交通安全、郵便、住宅、道路、河川、農地、電話等、役所や公社、公園の仕事に対する苦情について相談に応じます。お気軽にご相談ください。

日時と場所

- 10月17日(火) 午後1時～4時 老人福祉センター
- 10月19日(木) 午後1時～4時 池袋本町ことばの家

※なお、この週間外でも毎月第一、第四水曜日に豊島区民センターで午後1時～4時まで相談に応じております。どうぞご利用ください。

